

議案第69号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議案書59P～60P

1. 目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、地方自治法第291条の3第1項の規定により大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係市町村と協議するため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるもの。

2. 規約変更の内容

大阪府後期高齢者医療広域連合規約について、以下のとおり変更する。

- ①令和6年12月2日から後期高齢者医療被保険者証が廃止(新規発行の終了)されることから、別表第1中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に変更する。
- ②所要の文言整理として、第2備考中「及び外国人登録原票」を削除する。

3. 施行日

令和6年12月2日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年9月定例会

<p>議案の 件名</p>	<p>議案第69号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に 関する協議について</p>	<p>政策等 の区分</p>	<p>計画・事業・条例 <input checked="" type="checkbox"/> その他（規約の変更）</p>				
<p>〈政策等の概要〉</p>		<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p>					
<p>大阪府後期高齢者広域連合及び府内市町村が行う後期高齢者医療制度の事務については、法令に定めがあるもののほか、この規約の定めによる。</p>		<p>大阪府内市町村が同様の規約変更を行う。</p>					
		<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p>					
		<p>総事業費</p>	<p>国庫支出金</p>	<p>府支出金</p>	<p>市債</p>	<p>その他</p>	<p>一般財源</p>
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p>		<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p>					
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、令和6年12月2日から後期高齢者医療被保険者証が廃止されることに伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、地方自治法第291条の3第1項の規定により、関係市町村と協議するため、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求めもの。</p>							
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p>		<p>〈総合計画等の整合〉</p>					
<p>・令和5年6月9日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布（令和6年12月2日一部施行）。</p>		<p>まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策</p>	<p>目 標</p>	<p>2 みんなが互いを認め支え合い、笑顔と元気があふれるまち</p>			
			<p>分野・方針</p>	<p>8 健康・医療</p>			
			<p>施 策</p>	<p>1. 地域医療環境の充実</p>			
		<p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p>					
		<p>計画名称</p>					
<p>〈市民参加の状況〉</p>		<p>策定年度</p>					
<p>有・<input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>		<p>計画期間</p>					
		<p>〈政策等の実施時期〉</p>		<p>令和6年12月2日</p>			
		<p>担当部局</p>	<p>担当課</p>	<p>添付資料（有の場合は、その名称）</p>			
		<p>市民部</p>	<p>医療保険課</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 有・無（新旧対照表他）</p>			

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府指令市第3205号）新旧対照表

新		旧	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
項	関係市町村において行う事務	項	関係市町村において行う事務
1	(略)	1	(略)
2	資格確認書等の引渡し	2	被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し
3	資格確認書等の返還の受付	3	被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付
4～6	(略)	4～6	(略)
別表第2（第17条関係）		別表第2（第17条関係）	
別表（略）		別表（略）	
備考		備考	
1 高齢者人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。		1 高齢者人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。	
2 人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳に基づく人口による。		2 人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。	